基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年三月二十五日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式二株を三株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十二年三月十日

東京都大田区羽田旭町一一番一号

荏原エンジニアリングサービス株式会社

代表取締役　廣瀬　政義

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年三月二十五日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十二年三月二十六日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十二年三月十日

東京都豊島区南池袋一丁目一六番一五号

株式会社ＨＩＫＡＲＩアセットマネジメント

代表取締役　眞下　弘和

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年三月二十六日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十二年三月十日

東京都豊島区西池袋二丁目二九番一六号

株式会社インフォサービス

代表取締役　和田　英明

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年三月二十五日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十二年三月二十六日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十二年三月十日

東京都豊島区南池袋一丁目一六番一五号

株式会社ビジネスパートナー

代表取締役　望月　剛二

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年三月二十六日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十二年三月十日

東京都豊島区東池袋一丁目二番一号

株式会社オービーエム・ジャパン

代表取締役　太田源太郎

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年三月二十五日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十二年三月二十六日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十二年三月十日

東京都豊島区東池袋一丁目三四番五号

株式会社ハローコミュニケーションズ

代表取締役　豊田繁太郎

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年三月二十六日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十二年三月十日

東京都豊島区南池袋一丁目一六番一五号

株式会社グローバルテレマーケティング

代表取締役　髙崎　芳典

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年三月二十五日を基準日と定め、同日午後二時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十二年四月十六日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十二年三月十日

京都市伏見区竹田中川原町六二番地

石黒メディカルシステム株式会社

代表取締役　石黒　忠夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年三月十日

埼玉県さいたま市大宮区大成町二丁目三九七番地

株式会社ショーショク

代表取締役　野田　祐久

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年三月十日

東京都港区新橋三丁目二三番七号

中央華僑商工株式会社

代表取締役　大原　徹也

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年四月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

また、当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。なお、効力発生日は平成二十二年四月十一日です。

平成二十二年三月十日

東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目三番一〇号

株式会社フィル・カンパニー

代表取締役　高橋　伸彰

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年三月十日

長野県諏訪市大字四賀八二一番地

エルシーブイ株式会社

代表取締役　北尾　修

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年四月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年三月十日

大阪府堺市西区北条町二丁一九番一八号

株式会社藤木組

代表取締役　藤木　幸生